

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第81期第3四半期
(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

【会社名】 日本航空電子工業株式会社

【英訳名】 Japan Aviation Electronics Industry,Limited

【代表者の役職氏名】 社 長 秋 山 保 孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号

【電話番号】 東京(03) 3780 2752

【事務連絡者氏名】 経理部長 青 木 和 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号

【電話番号】 東京(03) 3780 2752

【事務連絡者氏名】 経理部長 青 木 和 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第3四半期 連結累計期間	第81期 第3四半期 連結累計期間	第80期 第3四半期 連結会計期間	第81期 第3四半期 連結会計期間	第80期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年12月31日	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	77,167	84,234	26,673	27,883	104,259
経常利益 (百万円)	2,187	4,631	1,429	1,167	2,852
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,416	2,719	933	690	1,882
純資産額 (百万円)			56,715	57,989	57,439
総資産額 (百万円)			99,347	108,013	97,758
1株当たり純資産額 (円)			624.89	638.89	632.86
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.63	30.01	10.29	7.62	20.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			57.0	53.6	58.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,160	8,681			13,395
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,767	8,369			14,198
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	637	5,024			497
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			15,054	18,530	13,806
従業員数 (名)			5,603	5,543	5,611

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	5,543〔315〕
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、嘱託、有期契約社員、臨時社員を除いております。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時雇用者の当第3四半期連結会計期間における平均雇用人員であり、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,653〔56〕
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、当社から社外への出向者、嘱託、有期契約社員、臨時社員を除いております。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時雇用者の当第3四半期会計期間における平均雇用人員であり、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間におけるセグメントごとの生産実績、受注実績及び販売実績は、次のとおりであります。なお、各金額には消費税等は含まれておりません。

(1) 生産実績

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
コネクタ事業	20,813	
インターフェース・ソリューション事業	3,262	
航機事業	3,329	
その他	248	
合計	27,653	

(注) 金額は、販売価格によっております。

(2) 受注実績

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年 同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年 同四半期比 (%)
コネクタ事業	21,094		11,567	
インターフェース・ソリューション事業	2,914		999	
航機事業	3,901		9,043	
その他	268		128	
合計	28,179		21,738	

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
コネクタ事業	21,063	
インターフェース・ソリューション事業	3,240	
航機事業	3,320	
その他	259	
合計	27,883	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三信電気(株)	2,926	11.0	2,981	10.7

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に継続企業的前提に重要な疑義が生じるような異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の世界経済は、新興国需要が景気を先導し総じて堅調に推移しましたが、財政危機問題による不安定な欧州経済に加え、中国・米国経済の減速懸念から、株安・円高が続きました。特に為替は期末にかけて円高が一段と進行するなど、依然として先行き不透明感の強い厳しい状況となりました。

一方、当社の関連するエレクトロニクス市場は、スマートフォン、タブレットPC、ハイブリッド車など新しい機器が台頭するIT・自動車分野、これらを支える工作機械、半導体製造装置を中心とする産業機器分野が市場の成長を牽引しているものの、全体としては、円高の進行に加え、政府主導の消費刺激策の縮小等を背景に調整局面を迎えており、予断を許さない状況となりました。

このような状況の中、当社グループは成長する市場・機器を中心に積極的なグローバル・マーケティングと新製品開発活動の展開による受注・売上の拡大を図るとともに、内製化取組み強化によるコストダウンの推進及び設備投資の効率化、諸経費抑制等の収益構造改革を推進し業績向上に努めました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、278億83百万円（前年同四半期比104.5%）と増収を確保することができました。利益面では、営業利益は15億73百万円（前年同四半期比122.2%）と諸施策の効果から増益となりましたが、期末における急激な円高による為替差損の発生により、経常利益は11億67百万円（前年同四半期比81.6%）、四半期純利益は6億90百万円（前年同四半期比74.0%）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

コネクタ事業

当社グループの注力する市場分野のうち、主として自動車分野における情報化の進展及びハイブリッド車需要、情報通信分野における携帯機器需要を捉えることができ、当第3四半期連結会計期間の売上高は210億63百万円、セグメント利益は21億46百万円と当社主力事業として全社業績を牽引いたしました。

インターフェース・ソリューション事業

デジタルカメラ、車載向けを中心とする入力デバイス製品及び半導体製造装置、工作機械向けを中心とするインターフェース機器製品が、それぞれ市場の需要を確保し、当第3四半期連結会計期間の売上高は32億40百万円となるものの、セグメント利益は66百万円の損失となりました。

航機事業

民需事業において、国内の半導体製造装置関連、海外の油田掘削関連を中心とする産業機器向け製品が、それぞれ市場の需要を捉えることができ、当第3四半期連結会計期間の売上高は33億20百万円、セグメント利益は3億93百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、設備投資の効率化による有形固定資産の抑制を図る一方、売上増による売上債権の増加、現金及び預金の増加により、前連結会計年度末に比べ102億55百万円増加の1,080億13百万円となりました。

負債は、主として売上に対応した生産増による仕入債務の増加及び借入金の増加により、前連結会計年度末に比べ97億5百万円増加の500億24百万円となりました。

純資産は、海外連結子会社の個別財務諸表の換算において、円高の影響を受け為替換算調整勘定が減少したものの、四半期純利益の計上により前連結会計年度末に比べ5億49百万円増加の579億89百万円となり、自己資本比率は53.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加によるマイナス要因はあったものの、税金等調整前四半期純利益、減価償却費の計上及び仕入債務の増加等によるプラス要因により28億11百万円のプラス（前年同四半期は29億19百万円のプラス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として新製品生産用設備の取得による支出から37億85百万円のマイナス（前年同四半期は16億91百万円のマイナス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主として今後の設備投資及び借換えに備えた長期資金の借入により15億84百万円のプラス（前年同四半期は4億15百万円のマイナス）となり、この結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は第2四半期連結会計期間末に比べ4億96百万円増加の185億30百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は18億65百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
計	350,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	92,302,608	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株でありま す。
計	92,302,608	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき、当社の取締役及び従業員（理事）に対して発行した新株予約権の内容は、以下のとおりであります。
平成17年6月24日株主総会特別決議及び同日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	19個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,233円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ~ 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,233円 資本組入額 1株当たり 617円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員(理事)の地位にあることを要する。</p> <p>ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。(本来の権利行使期間を限度とする。)</p> <p>なお、平成19年6月30日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成19年7月1日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権の相続は認めない。</p> <p>その他の新株予約権の行使に関する条件については、第75期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、(注)2に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

会社法に基づき、当社の取締役に対して発行した新株予約権の内容は、以下のとおりであります。
平成18年6月23日株主総会普通決議及び同日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	50個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,641円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ~ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,641円 資本組入額 1株当たり1,040円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、第76期定時株主総会及び新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数は1,000株。ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,641円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値438円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成19年6月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	52個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,676円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日 ~ 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,676円 資本組入額 1株当たり1,035円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株。ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,676円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値393円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成20年6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	52個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,028円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日 ~ 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,028円 資本組入額 1株当たり 589円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株。ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,028円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値150円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成21年 6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	50個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり619円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日 ~ 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 619円 資本組入額 1株当たり 385円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株。ただし、(注) 2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額619円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値151円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成22年 6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	54個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	54,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり634円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日 ~ 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 634円 資本組入額 1株当たり 406円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株。ただし、(注) 2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額634円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値177円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

会社法に基づき、当社の従業員（理事）に対して発行した新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

平成18年6月23日株主総会特別決議及び同日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	20個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,641円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ~ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,641円 資本組入額 1株当たり1,040円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員（理事）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、第76期定時株主総会及び新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数は1,000株、ただし、(注) 2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,641円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値438円との合計額の2分の1の金額（1円未満の端数は切り上げ）である。

平成19年6月22日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	19個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,676円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日 ~ 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,676円 資本組入額 1株当たり1,035円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(理事)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株、ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,676円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値393円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成20年6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	21個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,028円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日 ~ 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,028円 資本組入額 1株当たり 589円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(理事)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株、ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額1,028円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値150円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成21年6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	21個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり619円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日 ~ 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 619円 資本組入額 1株当たり 385円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(理事)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株、ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額619円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値151円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

平成22年6月24日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	19個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり634円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日 ~ 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 634円 資本組入額 1株当たり 406円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員(理事)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続は認めない。 その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は1,000株、ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行するときは(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 4 資本組入額は1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額634円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価値177円との合計額の2分の1の金額(1円未満の端数は切り上げ)である。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		92,302		10,690		14,431

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、大量保有報告書の写しの送付は受けておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,664,000		株主として権利内容に制限のない株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,053,000	90,053	同上
単元未満株式	普通株式 585,608		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	92,302,608		
総株主の議決権		90,053	

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式418株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本航空電子工業株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1丁目21番2号	1,664,000		1,664,000	1.80
計		1,664,000		1,664,000	1.80

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	748	687	647	605	560	539	579	619	658
最低(円)	672	556	554	541	445	446	492	521	593

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の方況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期報告書提出日までにおいて役員の方況はありませ
ん。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,803	14,392
受取手形及び売掛金	3 24,018	18,931
有価証券	10	10
商品及び製品	4,776	4,739
仕掛品	2,529	1,962
原材料及び貯蔵品	2,407	2,372
繰延税金資産	2,691	2,591
その他	3,265	3,346
貸倒引当金	33	37
流動資産合計	58,467	48,309
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	17,266	18,164
機械装置及び運搬具（純額）	11,773	12,207
工具、器具及び備品（純額）	4,160	3,971
土地	5,261	5,287
建設仮勘定	3,021	1,854
有形固定資産合計	1 41,482	1 41,485
無形固定資産		
ソフトウェア	1,861	1,788
その他	84	91
無形固定資産合計	1,946	1,880
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,142	3,371
その他	3,109	2,846
貸倒引当金	135	135
投資その他の資産合計	6,116	6,083
固定資産合計	49,545	49,449
資産合計	108,013	97,758

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	³ 22,972	19,193
短期借入金	² 4,670	² 3,932
未払法人税等	1,463	672
取締役賞与引当金	45	60
その他	5,631	5,998
流動負債合計	34,782	29,856
固定負債		
長期借入金	9,417	4,409
退職給付引当金	5,448	5,733
役員退職慰労引当金	-	294
その他	377	24
固定負債合計	15,242	10,461
負債合計	50,024	40,318
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,690	10,690
資本剰余金	14,439	14,439
利益剰余金	38,718	36,724
自己株式	1,206	1,201
株主資本合計	62,642	60,652
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	255	270
為替換算調整勘定	4,993	3,560
評価・換算差額等合計	4,738	3,289
新株予約権	85	76
純資産合計	57,989	57,439
負債純資産合計	108,013	97,758

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	77,167	84,234
売上原価	63,267	65,807
売上総利益	13,899	18,426
販売費及び一般管理費	¹ 12,086	¹ 12,858
営業利益	1,812	5,568
営業外収益		
受取利息	27	24
受取配当金	68	130
為替差益	402	-
その他	140	125
営業外収益合計	639	280
営業外費用		
支払利息	90	82
固定資産除却損	102	347
為替差損	-	674
その他	71	112
営業外費用合計	264	1,217
経常利益	2,187	4,631
税金等調整前四半期純利益	2,187	4,631
法人税、住民税及び事業税	1,016	2,006
法人税等調整額	244	94
法人税等合計	771	1,912
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,719
四半期純利益	1,416	2,719

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	26,673	27,883
売上原価	21,184	22,037
売上総利益	5,488	5,846
販売費及び一般管理費	1 4,201	1 4,273
営業利益	1,287	1,573
営業外収益		
受取利息	9	8
受取配当金	10	14
為替差益	135	-
その他	44	26
営業外収益合計	200	49
営業外費用		
支払利息	30	31
固定資産除却損	9	8
為替差損	-	399
売上債権流動化手数料	12	4
その他	5	10
営業外費用合計	57	455
経常利益	1,429	1,167
税金等調整前四半期純利益	1,429	1,167
法人税、住民税及び事業税	502	494
法人税等調整額	5	17
法人税等合計	496	476
少数株主損益調整前四半期純利益	-	690
四半期純利益	933	690

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,187	4,631
減価償却費	7,949	7,151
貸倒引当金の増減額（は減少）	17	0
取締役賞与引当金の増減額（は減少）	-	15
退職給付引当金の増減額（は減少）	393	268
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	15	294
受取利息及び受取配当金	96	154
支払利息	90	82
為替差損益（は益）	3	105
固定資産除却損	102	347
売上債権の増減額（は増加）	4,325	5,817
たな卸資産の増減額（は増加）	216	912
仕入債務の増減額（は減少）	4,932	4,219
未払消費税等の増減額（は減少）	129	83
その他	342	344
小計	10,457	8,815
利息及び配当金の受取額	90	130
利息の支払額	91	83
法人税等の支払額	705	1,080
法人税等の還付額	622	274
その他の収入	-	624
その他の支出	212	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,160	8,681
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	532
定期預金の払戻による収入	-	798
有価証券の取得による支出	-	10
短期貸付金の増減額（は増加）	2	1
有形固定資産の取得による支出	9,501	7,727
有形固定資産の売却による収入	163	21
投資有価証券の取得による支出	1	41
投資有価証券の償還による収入	-	10
長期貸付けによる支出	0	-
長期貸付金の回収による収入	20	12
その他	449	902
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,767	8,369
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	384	102
長期借入れによる収入	2,000	7,000
長期借入金の返済による支出	428	1,143
自己株式の取得による支出	6	5
配当金の支払額	543	725
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	637	5,024
現金及び現金同等物に係る換算差額	117	612
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	913	4,724
現金及び現金同等物の期首残高	14,140	13,806
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,054	18,530

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

(会計処理基準に関する事項の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(棚卸資産の評価方法) 棚卸資産の評価については、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎とした合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価の切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ簿価の切下げを行う方法によっております。
(繰延税金資産の算定方法) 前連結会計年度末に計上した繰延税金資産の回収見込額について、前連結会計年度末以降の経営環境や一時差異等の発生状況を勘案した上で計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(税金費用の計算) 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 ただし、当該見積実効税率により計算した税金費用が著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率により計算する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 97,827百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 95,389百万円
2 貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。 この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント総額 10,000百万円 借入実行残高 2,000百万円 差引額 8,000百万円	2 貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント総額 10,000百万円 借入実行残高 2,000百万円 差引額 8,000百万円
3 四半期連結会計期間末日満期手形 当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であり、満期日に決済されたものとして処理しております。これにより、当第3四半期連結会計期間末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。 受取手形 668百万円 支払手形 104百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 (1) 給料及び賞与 3,770百万円 (2) 退職給付費用 425百万円 (3) 役員退職慰労引当金繰入額 34百万円 (4) 貸倒引当金繰入額 23百万円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 (1) 給料及び賞与 4,160百万円 (2) 退職給付費用 415百万円 (3) 取締役賞与引当金繰入額 45百万円 (4) 役員退職慰労引当金繰入額 22百万円 (5) 貸倒引当金繰入額 2百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 (1) 給料及び賞与 1,289百万円 (2) 退職給付費用 144百万円 (3) 役員退職慰労引当金繰入額 14百万円 (4) 貸倒引当金繰入額 5百万円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 (1) 給料及び賞与 1,383百万円 (2) 退職給付費用 136百万円 (3) 取締役賞与引当金繰入額 15百万円 (4) 貸倒引当金繰入額 3百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 15,054百万円 現金及び現金同等物 15,054百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 18,803百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 273百万円 現金及び現金同等物 18,530百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び
 当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	92,302,608

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,670,072

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			85
合計			85

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	271	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日
平成22年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	453	5.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)並びに
 前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

当社グループの事業の種類別区分は、電子機器及び部品(電子機器及び電子部品の製造・販売並びにこれらに関連する機器及び部品の仕入販売)とその他(その他の物品の販売並びにサービス)の2セグメントであり、電子機器及び部品の全セグメントの売上高、営業損益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えており、かつ、当該セグメント以外に開示の対象とすべき基準に該当するセグメントがないため、その記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,146	1,817	7,708	26,673		26,673
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,364	298	2,524	7,188	(7,188)	
計	21,511	2,115	10,233	33,861	(7,188)	26,673
営業利益	1,173	171	650	1,995	(708)	1,287

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	47,441	4,811	24,914	77,167		77,167
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,906	714	7,167	20,788	(20,788)	
計	60,347	5,525	32,082	97,955	(20,788)	77,167
営業利益	1,864	170	1,882	3,918	(2,105)	1,812

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1)北米：米国 (2)アジア：台湾・韓国・フィリピン・中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,569	10,008	856	12,433
連結売上高(百万円)				26,673
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.9	37.5	3.2	46.6

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	北米	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,551	31,115	2,930	38,596
連結売上高(百万円)				77,167
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.9	40.3	3.8	50.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米：米国 (2) アジア：台湾・韓国・フィリピン・シンガポール・中国 (3) その他：英国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社製品が使用される用途による分類に基づく「コネクタ事業」、「インターフェース・ソリューション事業」及び「航機事業」の3区分であります。各報告セグメントはそれぞれの財務情報の入手が可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

なお、各報告セグメントの概要は次のとおりであります。

(コネクタ事業)

コネクタ事業は、パソコン、携帯機器を中心とする情報通信機器、薄型テレビ(液晶・PDP)を中心とする民生機器、カーナビ、エアバッグを中心とするカーエレクトロニクス機器、及び工作機械等産業機器製品など幅広い分野で使用される各種コネクタの製造販売を行っております。

(インターフェース・ソリューション事業)

インターフェース・ソリューション事業は、小型、薄型、多機能化した各種スイッチ、液晶タッチパネル等の新操作デバイスなどの入力デバイス製品、車載用・産業用・医療用の各種ディスプレイ機器及び各種操作パネル等のインターフェース機器製品及び液晶基板などの実装製品の製造販売を行っております。

(航機事業)

航機事業は、慣性航法装置、電波高度計等の航空機搭載電子機器を主体とする官需市場向け航空・宇宙用電子機器及び半導体/液晶製造装置向け制振/駆動用機器、油田掘削用センサ機器等の官需で培ったアピエーションエレクトロニクス技術の民需展開を図った産業機器市場向け製品の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	コネクタ事業	インターフェース・ ソリューション事業	航機事業				
売上高	64,999	10,121	8,362	752	84,234		84,234
セグメント利益 又は損失() (注)1	7,817	411	917	86	8,409	2,841	5,568

(注)1 セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業損益であります。各報告セグメントへの配分が困難な本社スタッフ費用等の一般管理費2,841百万円については調整額としております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の物品の販売並びにサービス事業を含んでおります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	コネクタ事業	インターフェース・ ソリューション事業	航機事業				
売上高	21,063	3,240	3,320	259	27,883		27,883
セグメント利益 又は損失() (注)1	2,146	66	393	21	2,494	921	1,573

(注)1 セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業損益であります。各報告セグメントへの配分が困難な本社スタッフ費用等の一般管理費921百万円については調整額としております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の物品の販売並びにサービス事業を含んでおります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額の内、長期借入金が前連結会計年度の末日に比べて、大幅に増加しております。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
長期借入金	9,417	9,424	7	(注)

(注) 長期借入金の時価の算定方法

元金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	638.89円	632.86円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	57,989	57,439
普通株式に係る純資産額(百万円)	57,903	57,363
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	85	76
普通株式の発行済株式数(千株)	92,302	92,302
普通株式の自己株式数(千株)	1,670	1,661
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	90,632	90,640

2. 1株当たり四半期純利益金額等

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益	15.63円	30.01円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,416	2,719
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,416	2,719
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	90,649	90,638
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権10種類 新株予約権の数328個	新株予約権11種類 新株予約権の数377個

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益	10.29円	7.62円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	933	690
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	933	690
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	90,645	90,636
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権10種類 新株予約権の数328個	新株予約権11種類 新株予約権の数377個

2 【その他】

第81期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年10月27日開催の取締役会において、平成22年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	453百万円
1株当たりの金額	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

日本航空電子工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜 田 正 継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 文 康 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本航空電子工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本航空電子工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

日本航空電子工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜 田 正 継 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本航空電子工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本航空電子工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。